

# 令和5年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和5年11月20日（月）午後2時26分から午後3時15分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）  
⇒ 原案の通り制限措置等を定めることを相当とする旨答申することを決定。
- (2) 八代海の機船船びき網の操業区域拡大について（報告）  
⇒ 前回の委員会で事務局に指示があったとおり、熊本県側へ期限を示し、意見交換の場を設けるよう調整依頼したものの、無回答であったことを報告した。本県の判断で試験操業できるように準備する方向性を確認した。
- (3) TAC管理の現状について（報告）  
⇒ 特になし

令和5年度 第5回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和5年11月20日（月） 午後2時30分～

区分	氏名	出欠
漁業者・漁業従事者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	○
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	〈会長職務代理者第1位〉 重信 雅彦	○
	田村 眞一	×
	野村 敬司	○
学識経験者	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	×
	西 一樹	○
立	肥後 正司	○
	前田 圭子	○
	前田 祝成	×
出席		11
欠席		3
＜事務局等＞		
	職名	氏名
	事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
	事務局書記（主査）	上今 達矢
	水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
	水産振興課漁業監理係 技術主査	保科 圭佑

－令和5年11月20日（月）午後2時26分開会－

【開会】

○脇田事務局長

皆さんこんにちは。それでは若干定刻より早いですが、予定の委員の皆様ご出席ですので、ただいまから令和5年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員14名中10名の出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定に定めま  
す定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

なお、資料の中に出席者名簿がございますけれども、楠田委員が当初出席の予定でござ  
いしましたが、急遽欠席となりましたので、よろしく願いいたします。

それでは注意事項です。発言をされる時には、挙手の上、議長の了承の後、マイクが  
お手元に届きましてからご発言いただくようお願い申し上げます。

それでは、議長の方に挨拶と進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さんこんにちは。もう秋という秋らしい時期もなく、急に冬が来たような感じで、  
日本の四季もいろいろ変わってきたなと感じる今日この頃でございます。

時化の中、皆さん、漁業者の方におかれましては操業することもあると思いますので  
くれぐれも安全に気をつけて操業していただくことが望ましいなと思っておりますので  
ございます。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、議事に入る前に私から議事録署名者を指名するというところでよろしいでし  
ょうか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

今回は重信委員と前田圭子委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり）

【議題1:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

それでは早速議題に入ります。議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示につ  
いてです。これは諮問事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、議題1につきましてご説明いたします。資料の1となります。本議題は諮  
問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

－諮問文－

水振第608号  
令和5年11月15日  
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○村田技術専門員

2ページ目をお開きください。今回機船船びき網漁業と潜水器漁業の2つの漁業について許可したく諮問いたします。

まず、機船船びき網漁業についてご説明いたします。漁業種類につきましては、さよりひき網漁業でありまして、昨年、鹿児島市漁協管内の更新を行ったところですが、今回指宿漁協、牛根漁協、垂水市漁協及び大根占漁協分の一斉更新となります。

操業区域は各漁協の共同漁業権区域、操業時期は記載の通りでございます。船舶のトン数・馬力については定めなしとしております。

許可隻数については、それぞれの記載となっており、現在の許可隻数と変動はございません。

申請期間については、11月24日から12月8日までとしております。さよりひき網漁業については以上です。潜水器漁業については、担当の上今よりご説明いたします。

○上今主査

よろしく申し上げます。引き続き3ページをお願いいたします。潜水器漁業についてです。こちらも3年に1度の漁業許可の一斉更新となっております。それぞれ漁協ごとに許可を出す予定としております。漁業時期につきましては各漁協の考えのもと、ばらつきがあります。

潜水器漁業につきましては対人許可になりますので、表の右から2行目、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数というのが人数になっております。

4ページをお開きください。潜水器漁業は非常に多く、総数で99人に許可をする予定となっております。申請すべき期間は12月1日から12月28日までを予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま県執行部からの説明が終わりましたが、ただいまの説明について、委員の皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、特にご意見もないようですので、議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

（「はい。」という声あり）

○阿久根議長

では、そのように答申することに決定いたします。

【議題2:八代海の機船船びき網の操業区域拡大について（報告）】

○阿久根議長

議題2は、八代海の機船船びき網の操業区域拡大についてです。これは報告事項になっております。県からの説明をお願いいたします。

○水産振興課（村田技術専門員）

はい。漁業調整係の村田です。資料の2になります。1ページをお開きください。

八代海の機船船びき網の操業区域拡大についての報告ということで、経緯については今まで委員会の中でご説明してきたところですが、ちょっと振り返りながらご説明したいと思います。

まず、八代海の県境が確定してない海域における操業区域の拡大に係る要望の件でございます。

令和4年度は要望海域において期間を定めて試験的に操業を認めたいとして、熊本県庁の方へ赴きまして説明をしたところでございます。

その際、熊本県からは鹿児島県の提案については、両県の入り合いとしている海域を対象としているということと、そのため、当該海域の取扱いについては、両県の操業区域や水産資源に与える影響等について検討していく必要があることから、両県において十分な協議が必要と考えているとの回答がありました。

その後、熊本県に対しては「反対するのであれば、明確な合理的理由を示して欲しい」と伝達しておりましたが、こちらが期待する内容での回答は得られておりません。

本県としては、県境問題を抱えている海域において熊本県の意見を無視して進める訳にはいかないとの認識に立ちまして、一斉更新においては従来通りの許可としております。これが令和5年2月20日になっております。

その後、熊本県が鹿児島県庁の方に来庁しまして、説明を行った件について鹿児島海区委員の方に報告をしております。

8月の委員会では、鹿児島・熊本県の両海区委員にて話合いの場を持つべく、日程調整を図るよう事務局に対して指示がございました。

それを受けて、令和5年8月21日付けで、天草不知火海区漁業調整委員会会長宛てに意見交換についての依頼文を送付しております。

その結果がその下に書いてあるとおりです。

依頼内容としましては、件名として「八代海の両県入会海域の漁場利用に関する意見交換について」ということで、依頼という形で文書を出しております。

令和5年9月中に意見交換をさせてくださいということで、開催場所については熊本県でこちらが出向いていきますよということと、内容については、八代海の両県入会海域における漁場利用について、熊本県の委員会と意見交換を行いたいということで依頼をしております。

その結果なんですけど、熊本県からの回答はございませんでした。

文書については、熊本県の方に到達しているのは確認している状況ですので、結果、回答がなかったという状況です。以上が報告の内容になるのですが、今後の対応案について、水産振興課の中でも、現在その議論を進めているところでございます。

熊本県の方は、以前の文書で鹿児島県に対して、両県において十分な協議が必要ということで文書の中には書いている状況であります。

そういったことから、今回、行政及び委員会同士で意見交換をさせて欲しいということだったんですが、それに対して回答がないという状況です。

対面で話をした時に、県とか海区委員を交えた協議をさせて欲しいということを口頭で依頼したのですが、それに対してもその協議は難しいと口頭での回答でした。

そういった状況を踏まえると、今後、この案件に関して、熊本県、熊本の海区委員の方も協議に応じることはないんじゃないかと考えているところです。

昨年度の令和4年10月に、鹿児島海区の方で試験的に操業を認めてやってみたらどうかということで事務局として協議をさせていただきました。

その際、試験的に操業を認めて、水面の総合利用を図る上で必要となる課題について整理することについてはいいんじゃないかということで、委員会の中では了解をもらったという認識であります。

そういった昨年度の委員会での協議の内容を踏まえて、期間をどうするかってことはあるのですが、要望している海域において、操業を認めた上で、その際に、操業日誌として、操業する日にちですとか、その操業した際にどういった漁業者が周辺で操業しているのか、そういったことの報告を義務づける形で、海域の状況をこちらも把握した上で、許可できればいいんじゃないかということで、案としては考えているところです。

これらの今の事務局の案への意見についても、海区の委員の皆様にも少しご意見をいただければと考えております。説明は以上になります。

○阿久根議長

ただいま説明がございました通り、こちらからは真摯に何度も何度も出向き、何度も何度も文書で問いかけもし、お願いをしてる中で、いわゆる相手にもしてくれないというような形です。

このまま相手が受け付けてくれないのであれば、相手の漁業権内でやるのであれば相手の承諾が要りますが、鹿児島海域、鹿児島県の今の許可されている漁場のその沖合という文言を入れれば、公海上でできるわけです。

こちらが試験操業という形でアクションを起こして、それについて熊本県側が何らかのトラブルでもあるのか、また、反応があるのかをやってみないことにはわからない。

もう当事者からの情報では今少し熊本県側ではチリメンが採れて100万200万ずつ1業者当たり採っているそうです。

その中で要望しているところにはちらほらいるようで、その3分の1でも採れるんじゃないかなというような反応はあるらしいんですが、いかんせん今のままでは鹿児島島の違反操業になってしまいますので。

それでも当人はもうこのまま出ろぞというような強硬的な話をされていることもあるようですが、それはちょっと遠慮して、駄目だということで止めております。

事務局も考えがあるみたいですが、委員の皆様方としてはどのようなご意見でしょうか。もうやってみて問題があるのかね。

○重信委員

やってみていいんじゃないの。

○阿久根議長

ですよね。反対されるからやめとけて、熊本県と揉めるからやめてくれという委員の方はおりませんよね。

○野村委員

話合いの場すら持たないってことですもんね。

○阿久根議長

場を持たないって返事があればいいけど、回答もしてくれないわけ。拒否する回答されない。私どもとしては、この海域は熊本県海域ではないので、当県で何らかのアクションを起こして当県の中でトラブルがあるのか、また、熊本県と隣接している海域にそこがなった場合に熊本と何らかのトラブルでもあるようであれば、また、あちらも協

議に乗ってくるだろうし、このままではもう何ら進みませんので、もう10年20年の案件でありますので、それでよろしいんじゃないかと私は思うんですが、ご意見ございますか。

はい、川畑委員。

○川畑委員

回答のない場合は、もう了解したと見なすというやり方じゃ駄目なのかな。

○村田技術専門員

はい。川畑委員がおっしゃる通り、課の中で協議するときもそういった意見がございました。

ただ回答がないからといって進めるのではなくて、まずは今回委員会の中で皆様のご意見を聴いた上で、方針が同じであれば、1回その熊本県の方には連絡をして、回答の件はどうなっているのかっていうことをまず問うた上で、我々としてはもう進めていきたいということ伝えるつもりでおります。

○阿久根議長

それでいいのではないですか。鹿児島県は鹿児島県の決まりの中でやってみるからということで、ここで何らかのトラブルがあるかないかをやってみなわからんわけだし。

それでいいですよ。満場一致で、これはもう試験操業で期間的には1年になるのかな。シーズンのには3年ぶりに出ようかという話になってるんで、1年でももしかしたら出ないこともあるかもしれないです。

でなければトラブルにもならんわけだから、本人にも申し伝えて、明らかに熊本県という海域ではトラブルを起こさない、起こしたらすぐに試験操業を打ち切るよということ強く県からも当事者に言えば、それでいいんじゃないですか。

はい、事務局。

○村田技術専門員

はい。次の海区委員会が12月中旬頃に開催される予定と聴いてますので、その委員会の中で、実際にその変更する許可の内容とかについて、皆様の方にお示ししたいと思います。

その中ではちゃんと違反操業がないように、沖合といっても座標を決めて線を引いて、この中でやりなさいよということとか、操業日誌についても、四半期ごとに漁協からちゃんと提出させるといって、熊本県の方でトラブルがあったときには、即対応できるような形を取りたいと思ってますので、来月の委員会の中でご説明したいと思います。

○阿久根議長

座標については、既存の鹿児島県の漁業者でごち網とかまき網の持つてる座標と同じに統一しておけば問題ないんじゃないと思いますけど。

○柳原委員

よろしいですか。

○阿久根議長

はい、柳原委員。

○柳原委員

基本的には賛成なんですけど、ただ先ほどの説明の中で、沖合に線引するという言い方をしてるんですけど、その線引は、かえって混乱する話にならないかな。

だから、ごち網で許可してると思うんですけど、ごち網の表現はどうだったんですか、記憶があやふやなんですけど。共同漁業権及びその沖合海域という許可になってないですかね。そうであれば、それに準じたほうがいいのではないかな。

また変な線引すると、それがまた紛争の種になるのでは。

熊本に投げかけて、もうずっとしてきてるわけですから、もう鹿児島県が勝手に鹿児

島県の方針でやったんだと言った方が、熊本の方も対応しやすいんじゃないかなど。そんな気もしてるところで、向こうとしては回答しづらいんじゃないですかね。

良いとも言えないし、悪いとも言えないわけだから、鹿児島でやったという返って向こうの海区や県庁も言いやすいのではないかな。

○阿久根議長

鹿児島県がやったと漁業者に対して言えば、もう熊本県も鹿児島がしてしまっちゃったんだからっていうことでもいいんじゃない。

○柳原委員

ただ、トラブルがあった場合は鹿児島県として対応しますということを示しておけば。

○阿久根議長

その沖合という文言がいいんじゃない。

○柳原委員

そんな気がする。参考に鹿児島県で現に許可を出しているやり方があれば、それに準じた方法で試験操業をさせていただきますと、何かトラブルがあった場合は県として責任を持って対応しますと。

○阿久根議長

いいですか。熊本県は許可に座標をつけて出してるのかな。このラインからこっちまではよくて、南側のこの線からはだめというような。

○村田技術専門員

暫時休憩でいいですか。

○阿久根議長

暫時休憩します。

－休憩－

○阿久根議長

再開します。ただいまの報告について、ご意見、ご質問も出そろったところですが、事務局の方針に則って進めていただきたいと思います。それでよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、この件につきましては、そうさせていただきます。

### 【議題3:TAC管理の現状について(報告)】

○阿久根議長

続きまして、議題3はTAC管理の現状についてです。これも報告事項です。県からの説明をお願いいたします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。TAC管理の現状についてということで、現時点での本県における管理の状況について説明をさせていただきます。座って説明いたします。

資料をめくっていただいて1ページ目をお願いします。上の方に表があるかと思いますが、こちらが現時点での本県におけるTAC魚種の漁獲状況というものをまとめたものになります。

まあじ、まさば及びごまさば、まいわし、するめいか、くろまぐろと記載があるんで



すが、くろまぐろについては10月31日時点、それ以外については9月末時点での数字となっております。

それぞれの魚種の隣に管理期間が設定されておりますが、その右隣に都道府県別の漁獲可能量が示されております。

まあじについては1月から12月まで、今度の12月で今回の期間は終わるんですが、3,500トンの可能量のうち9月末時点で1,202トンの漁獲量、消化率としては34.3パーセントとなっております。

まさば及びごまさばについては、7月から始まったばかりですので、まだ非常に量が少ないですが、11,800トンに対して535トン、消化率で言うと4.5パーセントとなっております。

続いて、まいわしは1月から12月の管理期間ですが、鹿児島県においては数量が明確に与えられておらず、現行水準ということで目安数量の971トンが与えられております。ただし、今年度は非常に3月以降に漁獲が積み上がって、漁獲量としては4,262トン、消化率にして439パーセントというような数字になっております。これについては、現行水準というのは可能量というものがないので、あくまで目安なんですが、採捕停止というものは実際にはかからない状態になってます。

県としては、5月時点ですでに数字がいっぱいいっぱいになってしまっていたので、関係団体に対して、もう直接は採らないでくださいと。混獲であれば、現行水準というのは許容されるものなので、まいわしだけを狙った操業はしないでくださいというような指導文書を発出したところでした。

ただ非常にまいわし以外が今年度姿がなかなか見えなかったということで、ここまで漁獲が積み上がってしまっているというような状況になっております。

続いて、するめいかです。これが4月から3月の管理でまいわしと同様に現行水準で50トンという目安があります。これに対しては4.3トン採れており、8.6パーセントの消化率となっております。

続いて、くろまぐろです。くろまぐろは大型と小型でそれぞれ枠がありますが、大型魚については、定置網とその他の両方で、5月6月時点で非常に漁獲が積み上がり、消化率で言うと定置網が124パーセントで超過状態、その他については89パーセントで留まっておりますが、現時点では採捕停止の命令を発令しているところでした。

鹿児島においては1月以降にくろまぐろの漁獲が非常に多いものですから、現在すでに漁がある程度終了した他県さんと融通ができないか協議を続けているところでした。

小型魚については定置網とその他共に、定置では47パーセント、その他では4.8パーセントということで、まだ余裕はあるといった状況になっております。

続いて、表の下に移りますが、令和4管理年度のさば類についてです。こちらについては、6月の委員会で説明をいたしました。島根県へ1,300トン、山口県へ500トン融通しております。

この融通によって、島根県及び山口県ともに、今回超過をせず漁業ができたということで、向こうの漁師さんからは鹿児島県に助けられたと感謝の言葉があったということです。

また、向こうの行政とも繋がりができまして、今後、鹿児島県が大変な時はお互い助け合いましょうという言葉いただいたところでした。

鹿児島県においては、この融通した結果、9,000トンから7,200トンまで漁獲可能量が減ったところですが、漁獲量としては6,476トンということで、消化率は約90%で終了したところでした。

今後についてですが、令和6年1月からカタクチイワシとウルメイワシの漁獲量報告が開始されるといった状態になっております。

詳細については2ページ目3ページ目に水産庁の方で作成した資料がついております。

今、説明したまあじからくろまぐろと同様にカタクチイワシとウルメイワシもTAC魚種に入るということで、数量の報告が来年1月から開始されることとなります。

これについては、いきなり漁獲枠がはめられるものではなくて、3ページの方にステップアップの考え方という横長の表がついてるかと思いますが、このように3段階でTAC魚種としての管理を進めていこうということを水産庁は考えているところです。

カタクチイワシとウルメイワシについては、1番下のステップ1、数量のTAC報告の義務化、そして、この報告体制の確立というものを1年間徹底してやりましょうと。

そして、その翌年から1つ上のステップ2に入りまして、この数量を報告しながら各県に対して架空の枠が与えられると。

この枠に対して、行政がどういった管理をしていくかというのを考える期間になっています。

それを最長3年程度実施した後に、ステップ3の本格的なTAC管理が始まるというような、3段階でのステップ方式を進めるといったことになっております。

ただ、ステップ3は事務的・機械的に上がっていくわけではなくて、ステップ2までの間に何かしらの解決できないような課題があれば、TAC魚種としての見直しも検討するというので水産庁から発言がありました。

なので、このステップ2までは進んでいくとして、それまでにどうしても解決できない、TAC管理は無理だという課題があれば、どんどん水産庁の方に投げかけていて、より使いやすい制度に変えていく必要があるのかなと感じているところでございます。

すみません、資料1ページの方に戻っていただいて、このカタクチイワシとウルメイワシのTAC管理については、対象になるような団体が非常に多いので、現在、県の方では関係漁協さんとか関係漁協団体さんの方には随時説明を実施させていただいてまして、これまでにまき網組合、敷網協議会、あとカツオ一本釣りで生餌で採る小型まき網の方とか、棒受の方、あとはバッチ網をされる各漁協の方にも説明をさせていただいているところです。

今後、ブリとマダイについてもTAC管理について意見交換会がどんどん始まっているものですから、こういった水産庁主催の意見交換会や関係者会議の方には、皆さんに情報を流すので、ぜひご参加いただいて、水産庁の話を聞きつつ、現場の声を伝えていく必要があるのかなと感じておりますので、何か思ったことがあれば、水産庁さんでもいいですし、まずは自分の方に連絡をいただければありがたいなと思っているところです。以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいま報告がございました。委員の皆様方からご意見、ご質問等ございますか。

今、事務局からもありましたように、自分も水産庁との意見交換会にマダイの時に出席し、ブリの時にはちょっと行けなくて。鹿児島県は本当に出席がありません。私がないと事務局だけっていうような形。他県はやっぱり現場の方々が来て、浜で話すような語り口で、地元の言葉で水産庁に物申しております。

鹿児島県の方々もやっぱり自分たちのために、例えば、次のページ見ていただいて、2ページ目ですが、鹿児島で会議があったときには言ったんですけど、なぜカタクチイワシなのにシラスは対象外なのかと。

一潮二潮過ぎれば、チリメンジャコも1か月2か月でカエリになりますからね。3月に採れたチリメンは5月6月はもうカエリになるんですよ。

2か月後のカエリになったらTAC対象になって、数量的・尾数的に漁獲圧を与えるのはシラスなのに、シラスはよくて、カタクチイワシを採る棒受、まき網は駄目と。

チリメンジャコもカタクチだけじゃないですからね、キビナゴからウルメから採りま

すからね、バッチ網は。それが2か月したら、成魚と見なされて、チリメンは野放しと。

チリメンジャコは、日本の中でもトン数からしても尾数じゃなくて、トップ10に入ってますよ。マダイなんかはずーっと下なんですよ。

それをTACに入れて、なぜカタクチイワシは入れてシラスを入れないのかって僕が質問したら、答えないんですよ。明確な回答はしない。僕は言ったんですよ。シラス組合から献金かなんかもらってるのかって。水産庁はそれにも答えない。

なぜシラスが良くてカタクチがいけないのか。なぜまき網、棒受が駄目でバッチがいいのか。同じ魚種じゃないか、トン数からしたら相当チリメンの方が漁獲圧を与えるんだって言ったんですけど、答えなかったですね。

だから、矛盾したことが多々まだたくさんありますので、ぜひ、福岡であるときには行って、物申した方がいい。

鹿児島県は誰も来なくておとなしく1人で行って、1人で帰ってきましたけど。

はい、野村委員。

○野村委員

ちょっと聞きますけど、そのシラスの結果はもう決まったんですか。

○阿久根議長

ここに書いてあるよ、シラスは対象外って。

○保科技術主査

はい、おっしゃる通りです。シラスは対象外となっております。先ほどの会長の話にもちょっと通じるところがあるんですが、自分も同じ質問を水産庁にしてみました。

そしたら、やはりTAC制度をやるにあたっては科学的根拠がないとできないと、このシラス漁をやっているところが全国でも非常に局所的なところで、それを含めると上手く資源管理の資源評価ができないということで、シラスは外されてるということでした。

○阿久根議長

何でよ。はい、暫時休憩します。

—休憩—

○阿久根議長

始めます。ただいま報告事項の説明が終わりましたが、他にご質問、ご意見ございませぬね。それでは、議題は以上となります。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、他に委員の皆様方から何かありますか。

【閉会】

○阿久根議長

はい、特にないようですので、これで第5回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。議事進行へのご協力、誠にありがとうございました。

—令和5年11月20日（月）午後3時15分閉会—